

# NPO 法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン

## 居住支援

当法人は、2016年6月に住宅確保要配慮者居住支援法人に指定されました。住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる家の提供を目指して活動をしています。そこで入居前支援にとどまらず、入居中支援として地域で生きづらさを抱え、孤立しがちな人たちの悩みを受けとめ、経済的、社会的に自立したその人らしい生活を送ることのできるライフプランの作成を柱として居住支援に取り組んで参ります。

### <公示事項>

#### 1. 組織、人員及び運営に関する事項

**【人員体制】** 入居支援 生活支援 運営事務 4名

**【居住支援業務担当】**

住 所 東京都新宿区新宿 1-24-7 ルネ御苑プラザ 513 号室

連絡先 新宿事務所 03-5368-1955/居住支援直通 090-3100-3372

営業日時 火曜日～水曜日 受付時間 11:00～17:45

#### 2. 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

**【支援業務の対象者】**

低額所得者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、子育て者、生活困窮者、要配慮者への生活支援者、困難な問題を抱える女性、刑の執行のため刑事施設に収容されていた者

**【業務区域】**

新宿区、豊島区、中野区、杉並区、他近隣区

#### ① 入居前支援業務内容（入居支援）【無料】

初回面談から得た相談者の属性を基に、困難な問題も含め、丁寧に受け止めつつ、相談者が自分らしい生活を送るためのファイナンシャルプランやキャリアプランなどのライフプランを相談者とともに考える。その後、相談者の希望を基に連携している宅建業者へ物件情報の問合せをし、内見、申込み等入居までのサポートを行う。相談者の多くは、頼れる人がおらず、自ら支援を求める気力も失いがちであるため、まずは相談者本人に寄り添いながら、人間関係や生活状況に関する情報を集めつつ、「住まいに関する生活上の問題は解決可能であること」、「当法人が支援者として伴走し続けていくこと」などを丹念に伝える。そして、実際に相談者本人が抱えている問題を整理し、短期的視点・中長期的視点を踏まえて、必要に応じて家族や友人、相談者本人の居住地域の関係者（行政や専門家）等と連携を図りながら、具体的な問題解決を開始する。

## ② 入居中支援業務内容（生活支援）【無料】

自宅を訪問し、生活状況、就労状況、健康状況等の確認、必要であればライフプランの見直しを行い、入居後もその人らしい生活が送れるよう相談、見守り支援を行い、必要な場合は専門機関につないでいきます。また、近くのコミュニティカフェやサロン等の居場所の情報提供、同行も行い、地域の人たちとの交流が出来るよう社会参加を支援する。相談者本人の入居後も、原則、月1回の支援面談等を行う。そこで必ず、①相談者本人の精神面の確認、②面談の時点での生活上の問題の確認（電話を含む）、③どのような支援や社会資源を利活用できているかの確認を行なう。そして、これらを確認した上で、それらの問題にどう対処していくか、相談者本人と一緒にプランを立てて、問題解決を進めていきます。面談には、通常1～2時間かける。

## 3. 地方自治体との連携、他の居住支援関係者との連携

### ① 広報活動（地方公共団体、居住支援関係者との連携）【無料】

新宿区住宅課や居住支援協議会との意見交換を行ない、住宅確保要配慮者への相談業務を受託・協力する体制を構築します。単なる物件紹介に留まらず、相談者の今後の生活を視野に入れた、包括的な居住支援を展開する。

### ③ 学習会・多団体連携（支援事業に係る人材の資質の向上）【無料】

支援業務の概要及び実施の方法に関する事項豊島区居住支援協議会が実施する学習会やセミナーで豊島区役所内の他部署の方々に居住支援法人として事例紹介の発表を通じて、他の居住支援法人の活動も参考にしながら、専門性を深めつつ、地域社会への啓発と連携を強化し、登録団体として地域の居住支援協議会との情報共有を積極的に行っていく。